

第6期（平成30～令和元年度）第3回日進市自治推進委員会 議事録

- 日 時 平成31年3月26日（火） 午後2時から午後4時30分まで
- 場 所 日進市立図書館2階大会議室
- 出 席 者 昇秀樹（会長）、杉山知子（副会長）、谷口功、野村誠治、長谷川純、鈴木知代子、杉浦義廣、山本康弘、財部剛
- 欠 席 者 清水香子
- 事 務 局 萩野敬明（企画部長）、辻武（企画部調整監）、水野隆史（企画部次長兼企画政策課長）、川合陸仁（企画政策課課長補佐）、河合一成（企画政策課市政戦略係長）、松井啓子（企画政策課市政戦略係主査）
- 説明の為に出席した者 岡部功（市民協働課長）、横地英和（市民協働課主幹）、森部江美（市民協働課共生共同係長）、西澤恵利子（地域福祉課福祉政策係主査）、白木誠（秘書広報課広報広聴係長）、渡辺誉人（危機管理課防災危機管理係長）、稲吉新平（生活安全課防犯安全係長）、石川博之（環境課主幹）、水野洋佑（環境課環境政策・ESD推進係長）
- 傍聴の可否 可
- 傍聴の有無 有（1名）
- 次 第 1 開会
2 あいさつ
3 議題
（1）自治基本条例第27条第2項に規定する条例の遵守の検証について
・検証方法についての報告
・第1条から第7条までの検証
（2）市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく協議及び定期的な評価について
4 閉会
- 配布資料 ・資料1－1 日進市自治基本条例検証シート見本及び記入要領
・資料1－2 日進市自治基本条例検証関係課一覧及び検証シート（第1条～第7条）
・資料2 市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価（案）

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| | 1 開会 |
| | 2 あいさつ |
| | 3 議題 |
| 会 長 | それでは、議題（1）自治基本条例第27条第2項に規定する条例の遵守の検証について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | （検証方法についての報告及び第1条から第3条の検証について、資料1－1、1－2に沿って説明） |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| 会 長 | <p>事務局からの説明について意見や質問はありますか。</p> <p>審議を始める前に、第1条、第2条について、そもそも憲法とは何かということについて、学生に話していることですが、近代国家というもの、日本で言えば明治維新以降ですが、中世・近世の国家と一番異なる点は、近代国家はオールマイティーということです。権力が国家に一元化されている。中世・近世の社会というのは、ヨーロッパでも日本でも同じですが、色々な権力主体があります。一番大きい違いは個人が権力を持っているということです。当時、敵討ちは合法であり、むしろ賞賛されることでした。しかし、明治以降、敵討ちは殺人罪となります。要するに権力というのは、相手の同意を得ずして、相手の財産を奪い、体の自由を奪い、場合によっては命をも奪うことができる力のことをいいます。</p> <p>中世・近世の社会というのは、個人も権力主体です。教会や商工会も権力主体で、国王や皇帝も権力主体でした。</p> <p>様々な権力主体があるのが、中世・近世であるのに対し、近代国家では、権力を国家に一元化しました。国家だけが権力を持つこととしたのです。何故、そのようなことをしたかということ、資本主義を発達させるためです。ドイツならドイツ国内で、日本なら日本国内で、自由にヒト・モノ・カネが流通する国家を作る。それが近代国家の成立です。</p> <p>様々な権力主体から国家だけが権力を持つことになりましたが、権力を国家だけに集中させることは怖い。そこで近代国家は近代憲法を作りました。近代憲法は、主権者である国民が、国家に権力を委ねるときの条件書です。例えば日本国憲法でいうと、国民が基本的人権を尊重してもらえらば、権力を委ねるというものです。思想の自由や宗教の自由なども同じです。</p> <p>自治基本条例でいうと、主権者である日進市民が、日進市長や日進市議会に権力を委ねるが、その際にこういう条件を守りなさいということです。</p> <p>憲法の名宛人は権力者です。法律や条例の名宛人は、国民や住民です。権力者が国民、住民に命令するのが、法律や条例です。近代憲法だけは逆になっています。主権者である国民、住民が権力者に対して命令している文章です。守らなければならないのは、国民、住民ではなくて権力者です。</p> <p>日本国憲法の第99条に、国家公務員、地方公務員等は、この憲法を守らなければならないと記載されています。国民に守りなさいとは書いていません。これが、近代憲法の本質です。国民、住民が権力者に対してこういう条件を守ったら、権力を委ねられるという文章が近代憲法です。</p> <p>日本国憲法にも、労働の義務や納税の義務など、国民の義務も記載されており、義務を書いてはいけないというわけではありませんが、それはあくまで主従の従なのです。</p> <p>なので、市民について記載されている部分については従の部分となるため、あまり重視しなくても良いと思いますが、重要なのは、市長や市議会が守らなければならない部分だと考えます。</p> <p>また、近代国家というのは国民の自由について色々な仕組みを考えています。</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| | <p>そのひとつが、今、説明した近代憲法という仕組みであり、2つ目が権力分立です。権力を一箇所に集めるのではなく、国で言えば三権分立、地方自治体で言うと議会と執行部の二権分立で権力の濫用を防いでいます。そして、法治主義、法の支配です。市長が権力を行使する際には、市長だけではできません。必ず、住民代表で構成される議会の議決を経た、法律・条例の根拠がないと権力を執行できません。3つの仕組みがあり、非常に慎重です。</p> <p>要するに国家がオールマイティーになって、全ての権力を握ってしまったので、その国家が権力を濫用して国民、住民の自由を奪わないように、二重、三重のチェックのための仕組みを用意している。そのひとつが近代憲法であり、日進市でいうと自治基本条例です。第2条で最高法規であると記載されており、日進市の憲法であると示しています。</p> <p>主権者である市民が、権力者である市長や市議会が権力を濫用しないように、制約を課した条件書が日進市自治基本条例であると認識していただき、そういう観点からご指摘をいただきたい。日進市自治基本条例は、日進市長、市議会が自治基本条例に違反することなく、日常の仕事を行っているかチェックするためのものです。</p> |
| 委 員 | <p>今、会長が言われたことと関連するので、意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず第1条について、「今後の方向性」のところで、この条例を知ってもらうということを挙げるべきではないでしょうか。この条例がどんなもので、どのように市民にとって有効なものであるかということ、きちんと知ってもらうということで先ほど会長が言われたことが成り立つかと思えます。それはある意味、行政の首を絞めることになるので、大変な作業になるかもしれませんが、やはり、市民がこの条例をどういうときに使えばよいのか、どういうときに活かせばいいのか、個人的には行政も、先ほどそんなに重視しなくても良いと会長は言われていましたが、市民の役割と責任を、行政側から市民に、この条例を根拠に伝えても良いと思います。この条例をどういう時に活かせばよいのかを市民に伝える場面があってもいいかと思えます。</p> <p>第2条に関して、「今後の方向性」の欄に「地域の自治」という言葉があります。全体に目を通したときに、「地域の自治」という表現がここにしか無いです。基本的には「市民の自治」という言葉が使われています。ここでいう「地域の自治」とはどのようなイメージなのか。何を意味しているのか補足して説明して欲しいです。</p> <p>第3条に関して、「現状と問題点」の欄で、確かに市民自治活動について、色々な活動を含めて市民自治活動であると定義づけることが可能だと思いますが、より厳密に、先ほど会長が言われたことを体現するのであれば、やはり方向性として、市長や市議会の、先ほどは濫用と言われていましたが、暴走をチェックする機会を、どのように市民は行っているのか。どのような頻度で、どのような機会に行っているのかということを示せると、より道具としての意味を示せるのかと思います。</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| | 記載されている祭りや活動も確かに自治につながる活動だとは思いますが、より行政や議会との関係の中で、自治ということを意識することができるような場面を行政のほうから市民へ示していただきたいです。 |
| 会 長 | 事務局から意見があればお願いします。 |
| 事 務 局 | 先ほどの「地域の自治」とはどの部分か教えてください。 |
| 委 員 | 6 ページの下から 2 行目、「引き続き、自治基本条例が最高規範として市政や地域の自治」とあります。ここでいう「地域」は、行政区のことなのか、漠然と「日進市」のことを指しているのか。「日進市」のことであれば、市政ということで通じるとは思いますが、何か具体的に行政区などをイメージしているのであれば教えて欲しいです。 他の箇所では「市民の自治」という言葉を使っていますが、ここだけ唐突に「地域の自治」となっているため、何が違うのか分かりません。 |
| 事 務 局 | 「地域の自治」というのは、市民自治活動だと考えています。日進市全体のことでもあり、各行政区などの活動している地域ごとに浸透していくことも必要だと考えています。意図的に「市民の自治」と「地域の自治」を使い分けているわけではありません。イメージとしては、日進市の自治が均一に発展するということです。 |
| 委 員 | そこで考えられているのは、行政区ということでしょうか。 |
| 事 務 局 | 行政区であつたり自治会などの地域の単位がイメージとしてはあります。 |
| 委 員 | 「地域の自治」という言葉を使うと、「地域」はどこかということではぼやけてしまつて、結果的に「自治」ということが浸透しないということがあります。例えば、行政区なら行政区、自治会なら自治会でいいと思いますが、そうであれば近年、加入率のことが問われています。ですので、ぼやかしているのであれば、ぼやかしていると言っていたほうが良いです。 今の話ですと「市民の自治」とそこまで区別しているわけではないようでした。そうであれば、「市民の自治」と統一してはどうでしょうか。方向性や課題を示す際は、言葉を明確にした方が次につながっていくと思います。 |
| 事 務 局 | ありがとうございます。 |
| 会 長 | 日進市の行政区と自治会の範囲は、行政区のほうが広いですか。 |
| 事 務 局 | 行政区のほうが広いです。 |
| 会 長 | 地縁型のコミュニティといえ、どちらの団体が該当するのですか。 |
| 事 務 局 | 行政区ですが、行政区の中に自治会が含まれます。 |
| 委 員 | 行政区の中に自治会があるところと、無いところがあります。 |
| 会 長 | 行政区は市全体で何区あるのですか。 |
| 事 務 局 | 19 区あります。 |
| 会 長 | 小学校区はどれだけありますか。 |
| 事 務 局 | 9 校区です。 |
| 会 長 | 小学校区や中学校区よりは狭い単位ということですね。 |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| 委 員 | 行政区と小学校区は重なってはいません。名古屋市に比べると日進市の行政区の区域の方が入り組んでいます。 |
| 会 長 | 小学校区や中学校区とは別の区域として、行政区の区域があるということですね。 ちなみに係長級試験というのは何割ぐらいの方が合格するのですか。 |
| 事 務 局 | 7割から8割くらいかと思います。 |
| 会 長 | その試験に、自治基本条例を問題として出すようにしたということですね。 |
| 事 務 局 | 追加しました。 |
| 会 長 | 他にご意見、ご質問はありませんか。 この部分は、自治基本条例の第1章総則の部分で総論的なことを規定しています。何かありましたら後でまとめて伺いますのでよろしくお願いします。 |
| 事 務 局 | 続きまして、第4条の検証について説明します。 (第4条第1号から第7号までの検証について、資料1-2に沿って説明) |
| 会 長 | 第2章自治の基本原則というところが第4条になっており、やや総論的、抽象的な部分になります。事務局からの説明について質問、意見はありますか。 |
| 委 員 | 27、28ページの男女共同参画の原則について、この現状がどうなのかということを見るときに、市議会議員の男女比とか、職員の部長級、課長級の男女比とか、あるいは、区長の男女比などで現状を見たほうが、より日進市の現状がわかりやすく、かつ、問題も把握できると思います。分かる範囲でいいので教えてください。 |
| 事 務 局 | 市議会議員は18名のうち、7名が女性です。 |
| 会 長 | 3分の1強が女性議員ということですね。日本全国の平均と比べると女性議員は多いです。 |
| 委 員 | そういうプラスのことを記載することは良いことかと思います。逆に区長は、なかなか女性がいらっしやらないのではないのでしょうか。 |
| 委 員 | 女性にも声をかけていますが、他が皆、男性だとなかなか難しいです。 |
| 事 務 局 | 過去に1名だけです。 |
| 委 員 | そうなるとうやはり1名だけではなく、5名ぐらい一括して変更するぐらいでないといけないと思います。 |
| 委 員 | 行政区だけでなく、もう少し広げて、老人会なども含めると女性の長もいらっしやると思います。 |
| 委 員 | PTAとか子ども会などから女性の参加を広めていく必要があります。そういうデータがあるといいですね。 |
| 委 員 | PTAや子ども会であれば会長は少ないが、部長ぐらいであれば多くの女性の方が参加しています。 |
| 会 長 | PTAは、会長は男性ですが、副会長以下は女性の場合が多いです。 市役所の部長級職員の女性は何名ぐらいですか。 |
| 事 務 局 | 現在は1名です。 |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|--|
| 会 長 | 部長級職員は何名ですか |
| 事 務 局 | 13名です。次の4月から女性が3名になります。 |
| 委 員 | そういったことを、現状と問題点の中で記載してはどうでしょうか。 |
| 会 長 | 3名ぐらいいれば、女性職員にとって身近なモデルとなりえます。1名だけだと、「あの人は特別だから」となってしまいますが、3名ぐらいいると「私もがんばろう」という気持ちになります。 区長は0名ですね。 |
| 事 務 局 | 区長は0名です。 |
| 会 長 | 今の委員からの指摘について、網羅できる部分は網羅していただき、市役所から働きかけができるものは、こういう時代ですので働きかけるというのも手かもしれません。良いことも悪いこともあると思いますが、雰囲気は変わると思いますが、これまでの男性の高齢者が行っていた時とは違うパターンの自治会活動になる可能性があります。新しい風が吹くということは、基本的には、組織として良いことだと思います。チャレンジと環境づくり、後押しをお願いしたいです。 他にご意見はありませんか。 |
| 委 員 | 18ページの「現状と問題点」で「市民団体は年々増加」しているが、「自治の主たる担い手として地域の課題解決に取り組む市民活動団体は限られている」とか、24ページの「現状と問題点」で「市の主導による協働が多く」と記載されています。市主導でやっているが、協働による市民主体の自治に至っていないということで、市民としては結構ショックだと感じています。一方で、はっきりと指摘していただきありがたいという気持ちもあります。 問題の本質はなんであるかというのがお聞きしたい点ですが、今、市の事業と市民の動きをできるだけ合わせようという事で、例えば、市の公募事業に対して、インセンティブを与えとか、市民団体だけではなく企業とも連携しようということに合わせていると思いますが、そもそも市民団体と市がやっぺいこうとしていて折りが合っていないことがあれば、何が原因だと考えていますか。 私も市民団体をしていて、このままでは良くないと思いながら聞いていました。 |
| 会 長 | その前に、この現状認識でよろしいのですか。市の認識と一致していますか。 |
| 委 員 | 私としては市の事業に合わせているつもりです。それが少ないということで、私の中では現状認識が合っていないと感じています。 |
| 会 長 | 市の主導による協働以外にも、結構あるのではないかと感じているのですね。 |
| 委 員 | 多くの市民団体があるので、市主導で無い協働も多くあると思います。そこは記載していただかないと、市民の側がやっていないというようにとられてしまいます。市の動きに合わせて行動をしている市民団体は多くあると思います。 |
| 会 長 | では、そもそも現状認識がこれでいいのか。そして、市と協働する際の問題点などについてお答えください。 |
| 市 民 協 働 課 | 記載させていただいた内容について、協働事業として、ここ数年、100以上 |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|---|
| | <p>行っています。その中で特にテーマ型に関しては多くの活動がありますが、自治の担い手という中で地域型のコミュニティに関して、市として色々やっていきたいという思いがあります。それに対して、市としても有効な取組をしてこなかったため、市主導というのもおかしいが、地域とやれたことが少なかったと感じています。テーマ型の活動を、もっと地域に根ざせると良いのですが、地域では動いていないということで記載しています。</p> |
| 会 長 | <p>地縁型とテーマ型を分けて記載したほうが良いのかもしれませんが。地縁型ではこういう動きがあるかもしれないが、テーマ型のほうはもっと活発に活動しているという記載にしてはどうでしょうか。</p> |
| 委 員 | <p>記載内容を見てテーマ型が、あまりに市の意向からはずれている所で活動しているのかと私が誤解している部分があったかもしれません。</p> |
| 会 長 | <p>そういうことではないのですね。</p> |
| 市 民 協 働 課 | <p>市の目的に合致したところで、活動していただいています。当然、テーマ型は活動が自由なので、合致していないこともあります。色々な市民活動をしていただいているという認識です。</p> |
| 委 員 | <p>ひとつだけ確認ですが、行政区も地縁型で限られたマンパワーで行っていらっしゃると思うので、地縁型としても文章的に問題があるのではないのでしょうか。</p> |
| 会 長 | <p>市だけがやっているように感じられます。文章表現を改めていただいたほうが良いです。</p> |
| 市 民 協 働 課 | <p>高い理想を記載してしまった部分がありますので、改めます。</p> |
| 委 員 | <p>「市民主体の自治」に関連して、一番の自治は、自治会員がうまくまとまれば良いと思いますが、最近、徐々に加入率が減っています。それに対する対応がなかなか無いので、一緒に考えていければと思います。</p> <p>テーマ型の活動も色々あると思いますが、本当の意味での「市民主体の自治」というのは自治会だと、理解しました。</p> |
| 会 長 | <p>仮に全員が自治会に入っていれば漏れはなくなります。テーマ型のほうは志で集まるので、漏れが無いということはありません。全員漏れが無いというものは地縁型になります。実際に災害などが発生した際は、お互いが助け合わなくてはなりません。思想や信条は関係がありません。災害やゴミに関しては全員が関係します。テーマ型のほうは思想が違う人が一緒になりにくいと思います。地縁型は、思想は関係ないので、理想的には全員が同じ問題を共有します。</p> <p>お願いしたいのは、地縁型からも、テーマ型からも、血縁型からも漏れる人が増えています。だから孤独死してしまう。横須賀市では、そういう人を市の経費を使って、簡単なお葬式をあげています。地縁型の組織に入らない人は増えてきています。血縁型も、家族付き合いない方が増えてきています。全てのコミュニティから漏れてしまう方が増えてきています。これから高齢社会で、70代、80代、90代でそういう方が増えてきます。そういう方を事前に把握して、自立支援できたらいいと思います。亡くなったときに自分がどのお墓に入るか結構</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| | <p>気にされている方がいらっしゃいます。遠い親戚に10万円ぐらい送って、これでお墓に入れてくださいと頼んで断られている。そういうのはちょっと寂しいと思います。地縁、血縁でやっていただくところがあればいいのですが、地縁、血縁が無い方が増えています。最後は市役所とかで最低限の埋葬というのは自治体の仕事ではないでしょうか。横須賀市は既にやっています。できれば検討してもらいたいです。色々なネットワークから漏れた方々を救えるものなら救って欲しいです。</p> |
| 市民協働課 | <p>区長にお願いして、なんとか自治会に入ってもらいたいと勧めています。</p> |
| 委 員 | <p>その点に関しては、まさに漏れている人たちがいます。地域福祉課のほうでも、行政区にも入っていないシテーマ型にも入っていない方を救うために、まちづくり協議会の助け合いのネットワークを作ろう、しかも小学校区で作ろうというのが現在挙げられているプランです。しかし、実際にそこでネックになっているのが、行政区という話をされ続けるがゆえに、なかなかそのネットワークが作れないということです。もし、市民協働課が行政区だというのであれば、是非、行政区を中心とした助け合いのネットワーク作りを進めていただきたい。この課題について市民協働課が中心となって進めていただければいいと思います。地域福祉課であれ、市民協働課であれ、市民からすればどちらでも構いません。とにかく、そういった漏れ落ちた方々をどうしていくのかということ、丁寧に考える。これは間違いなく必要だと思います。これは地域福祉計画、まちづくり計画の委員長として座長としてやってきましたが、全く進んでいません。委員長として反省すべき点だと思っています。市民協働課、地域福祉課、両課が連携して助け合いのネットワークをどう作っていくか、これが地縁型でもテーマ型でも構いません。是非とも勉強していただいて、行政内連携だと思っていますが、進めていただければと思います。</p> <p>時間はありませんが、気になる点がありますので、いくつか質問させていただきます。先ほど男女平等の話もありましたが、ハーモニーフェスタは例年人権週間のときに行っていましたが、わいわいフェスティバルとの統合で夏に行われました。そういった所で、日進の行政としての方向、男女共同参画、人権について人権週間に行くことに意味があったことを、夏やること、そのことに関して、市民の中でどういう理解があったのかということ、丁寧に確認されたほうがいいと思います。</p> <p>そして、自治会への加入率の話がありました。伸びていないというところです。これは下がり続けていくと思います。どう対応していくのかといったときに、活動拠点をより展開していく。現在、にぎわい交流館だけありますが、活動拠点としての公民館や福祉会館を、テーマ型であれ地縁型であれ柔軟に使えるようにすることが、住民の活動を広げていくことにつながると思うので、行政の役割として、公民館、福祉会館の利用の仕方について、より丁寧に話を詰めていくべきではないかと思っています。その中で、初めて、地縁型も予算の提案権であったり、事業内容の提案権、これも丁寧に、行政区、住民組織との関係の中で、検討を行う</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| | <p>べきではないかと思ひます。テーマ型は先ほど話があったように、提案をし、限られた予算の中ではあるが、こんな風に予算を使いたい、ここで初めて自治が生まれてくるのであるならば、住民組織に関しても、丁寧に行うべきではないかと思ひます。</p> <p>そして、第7号について、秘書広報課の話では、広報をどうするかという話でした。これも重要だとは思ひますが、会長にも確認したいのですが、そもそも第4条第7号というのは、例えば情報公開の請求をした際に、具体的にどういった情報が出てくるのかというところに力点を置いているはずだと思ひます。今回、記載されているのは市の広報をどうするかという情報ですが、本来ここで挙げなければならないのは、情報公開請求があった、どれぐらいあったのか、その内どれだけの情報を公開し、どれだけの情報を出さなかったのか、ということ丁寧に記載するべきではないかと思ひます。それは秘書広報課ではないのかもしれないですが、そこがこの第7号の意味だと思ひるので、意味を理解した形で記載していただければよかつたと思ひます。</p> |
| 会 長 | <p>第7号についてはおっしゃるとおりです。主権者としての市民が、市役所、市議会に対して、知りたい情報を公開請求して、どれだけ公開したのか、どれだけ公開できなかったのか、理由は何だったのか、という資料が1番目に出てきて、2番目に市役所からの広報がどのようになっているのかということかと思ひますので、そこは追加していただきたい。</p> |
| 事 務 局 | <p>それについては、次回の検証で説明ができればと考えています。そのため、今回は秘書広報課が検証シートを作成しました。</p> |
| 会 長 | <p>第8条、第9条で「知る権利」、そして「個人情報の保護」のところでも、当然出てきます。</p> |
| 事 務 局 | <p>次回、お示ししたいと思ひます。</p> |
| 会 長 | <p>それから、第1号の「人権が尊重される」というところで、自治基本条例の広報の時に、是非、市民など色々な方に伝えていただきたいのですが、多数決で決めていいことと決めてはいけなことがあります。その決めてはいけなことの代表は人権です。例えば、私がある宗教の信者だとします。そしてたった一人だとします。その他の方が何万人、別の宗教を信じていたとしても、私とその宗教の信者であるという権利は守られなければなりません。多数決で決めてはいけなのです。思想表現の自由とか、基本的人権で保障されていることは全てそうです。そういうものだということを、自治基本条例を説明するときに説明していただきたいです。</p> <p>それから、人権といったときに、この4月1日から改正入管法が施行されます。ここにコンビニのスタッフ募集のチラシがありますが、写真に写っている6人のスタッフの内、日本人は2人です。昨日、私は東京にいましたが、夜中にコンビニに行った所、レジを担当して下さった方は3人とも外国人でした。東京に行くとスタッフの全員が外国人ということも珍しくありません。名古屋でも、おそ</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| | <p>らく日進でも外国人の方がいると思う。今は、ほとんどが大学の留学生であったり、それから研修生であったり、今はゲストです。4年、5年すると本国に帰る方々ですが、この4月1日から違います。特定技能1号の方は研修で5年間いて、もう5年間の計10年間滞在できます。特定技能2号の方は永住申請を行うことができる可能性もあります。配偶者や子を連れてくることもできます。1号の方でも、10年いたら、結婚したり子どもができたりします。永住と同じようなことです。この4月1日から入っていただく方は、実質的に移民です。これまでも外国の方は多くなってきましたが、今度は量的にも増えるし、質的にも全く違います。まさに日本に永住する方が多くなります。まさに隣に住んでいる市民となります。</p> <p>国は出入国管理をしますが、実際入ってきたら、後は市町村の責任です。この4月1日から全国の1,700市町村は大変だと思います。自治基本条例でも、平等といったときに、男女の平等も大事ですが、プラスアルファで、外国人も平等なんだということをしっかり意識して、市政全般取り組んでいかなければなりません。ずっと同じ外国の方がいるわけではない。その国の勢いとか、日本の政策で外国の方でも色々変わります。そういう方と、同じ問題を共有して、ゴミを出したり、地震の時は助け合わなければいけません。市役所からすれば市民です。これまでとは全然、量・質が違うのだという認識を持っていただいて、その上で個別具体的にどうしていくのかということを考えていかなければなりません。外国人の方も市民なので、例えば、情報公開請求できます。これまでは、ほとんど日本人だけの空間で我々はやってきました。今まではビジターとしての外国人の方が、今度は違います。永住する方がたくさん入ってきます。考え方を根本から変えないといけません。きれいな言葉で言うと多文化共生ですが、1,700市町村で対応が全然違うと思います。比較的上手にやっていくところと、全く下手にやるところと、それは、外国の方にとっても日本人にとっても、幸せだとか、住みたいまちとか変わってくると思います。まずは、自治基本条例を自分が外国人になった目で読み直してもらいたい。</p> <p>一回自分が外国人になったつもりで、自治基本条例を読んでみたり、市の施策を見てみたりすると、改正すべき点とか改めたほうがいい場所が見えてくると思います。4月1日なのでもう何日もありませんが、その作業をやっていただくということは、すごく大事なことなので、自治基本条例を外国人の視点から一回読み直してみ、見直すところ、追加すべきところ、もしあるのであれば、課題として取り組まなければなりません。</p> <p>ここでいうと、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な社会の実現に努めますというものを、外国人も市民ですから、公正、公平、平等な扱いを保障されなければいけないと言う風に読み替えていく。全ての条文についてそういう風に読んでいただくことが大事だと思います。</p> |
| 委 員 | <p>さきほど、町内会、自治会が住民自治のベースだという話がありましたけれども、是非とも、区長、住民組織に、外国の方がこられたときに、会員になっても</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| | らう、入会してもらおうという仕組みを考えなければいけないと思います。実際に、それをやっている自治体もあれば、入ってくれるなという自治体もあります。日進は、行政として住民組織をどのように続けるのかということは、判断すべきだと思います。会長の話と重ねて、お願いしたいです。 |
| 会 長 | トライアンドエラーでしょう。最初から、100点満点は無理なので、走りながら、時々、失敗しながら、より良い仕組みに少しずつ、市役所も市民もそうです。隣に住むわけなので、どうやって言葉が通じない方と一緒にやっていくのかということ、考えなければならぬと思います。 その他、ご意見ありますか。それでは、次に進んでください。 |
| 事 務 局 | 続きまして、第5条から第7条の検証について説明します。 (資料1-2に沿って説明) |
| 会 長 | ありがとうございました。ご質問、ご意見などあればお願いします。 |
| 委 員 | 34ページですが、基本的に「2これまでの主な取組」、「3現状と問題点」、「4今後の方向性」について第4条第1号の再掲となっていますが、こちらは「個人の尊厳」であり、第4条第1号は「人権が尊重され、公正、公平かつ平等な社会の実現」となっており、同じではないのに、内容が全く同じというのは体裁上どうでしょうか。 条が変わっているので、内容も変える必要があるのではないのでしょうか。では、どうすればいいのかというのは非常に難しいのですが、例えば会長が先ほど言われたように、「個人の尊厳」では国籍と出ているので、日進市でも外国人の人口割合が増えているのか、いないのか。それに対して外国人の方へのサポートの窓口があるのかなのかとか、あるいは、NPO 団体が国際交流をしている団体がどれくらいあるのかとか、他には、やはり先ほど会長がおっしゃったように、孤独死されるような方がいるのか、いないのか、その人たちをどう救っていくのかということも記載していいのではないのでしょうか。 どうすればいいのかというのは難しいが、同内容の記載と言うのは、検証する際の体裁としてどうだろうかと思います。 |
| 会 長 | どちらかという、第5条などの第3章市民の権利が、基本的人権の部分です。第4条は、あくまで自治の基本原則であるため、実態的な権利を保障するというよりは、自治基本条例全体の考え方が記載されている部分です。実態的な権利は、「平等な個人として尊重されます。」という第5条なので、こちらをメインで書いてもらって、第4条第1号の平等な社会のほうは、この自治基本条例というのは平等というものを大事にした形で作られていますよ、あるいは、解釈されますよという、方向性で書き分けていただいたほうが良いと思います。 |
| 委 員 | 人権のところであれば、年齢によるということも理解できるように、年齢によるハラスメントというもの、そういった理解を促せるような方向性というものも意識したほうがよいと思います。 |
| 会 長 | 憲法なので、基本的には市民が市役所に差別したらいけない、平等でなければ |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|--|
| | <p>いけないといっているが、あとプラスアルファの部分で、市内の企業も事業所も市民も、外国人だからといって差別しないほうがいいといっています。</p> <p>日本国憲法の平等権も基本的には日本国民が政府に対して命令しています。国会に対して、総理大臣に対して差別したらいけないと。でも、それだけではなくて、日本国内の企業も国民も外国人だからといって差別しないほうがいいということがプラスアルファです。</p> |
| 委 員 | <p>そうであれば、「これまでの主な取組」のところで、もし日進市のほうで職員向けに人権研修をしていたとしたら、それがこの取組のところに入るということですか。</p> |
| 会 長 | <p>そうです。</p> |
| 委 員 | <p>そういうものがあれば記載すればよいと思います。</p> |
| 市 民 協 働 課 | <p>第5条の記載内容について、国籍等について一度整理させていただきます。</p> |
| 委 員 | <p>防災の所で、意見と確認ですが、障害者、高齢者の災害時の避難の支援を小学校区単位で行っています。自主防災会等の意見もあるかと思えます。福祉の分野では小学校区で行いたいと思っても、各行政区との関係でなかなか思うようにいきません。それをどうするのかといったときに、こういった小学校区を中心に行えるような訓練の仕組みとか連携の仕組みというものを、例えば助け合いの協議会、地域福祉課との連携、おそらく、各小学校区と各行政区、住民組織との連携もあったはずですが、そのノウハウというものを行政庁内の中でも共有して進めていただきたいです。こういった情報が各課で共有されていません。ある意味、行政の課題でもありますが、切に願っています。</p> |
| 会 長 | <p>障害者や高齢者以外に外国の方もこれから入ってくるということです。</p> |
| 委 員 | <p>外国人を想定した訓練は行いました。</p> |
| 会 長 | <p>そのときは言葉の問題などはありましたか。</p> |
| 委 員 | <p>紙に書いたりしてなんとか伝えました。避難所訓練は今年度からと聞いています。私も最初から最後までいましたが、やはりやってみてよかったと思います。</p> |
| 会 長 | <p>それであれば、実績として外国の方も平成30年度から訓練していると記載すればよいです。今後更に拡充していきたいという感じで記載していただければと思います。</p> |
| 委 員 | <p>もう一点。環境課が最後に、今後の方向性として第6次総合計画の策定作業において、未着手の施設整備について議論を進めたいと記載しています。その他の施策についても未達成の部分については、総合計画の策定に合わせて議論していただきたいです。せっかくここまで課題と問題点が上がっているので、是非そういった意識を持って進めていただきたいです。</p> |
| 会 長 | <p>他にご意見、ご質問はありますか。</p> |
| 委 員 | <p>先ほど話題に上がった、第4条第4号について、協働による市民主体の自治に至っていないということですが、問題に対する対策が「協働によるまちづくりを象徴するイベント「にっしんわいわいフェスティバル」となっていますが、果た</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| | <p>してわいわいフェスティバルが本当にそうなっているのか、ということを議論して欲しいです。市民自治の実現のために何をするのかという部分が合っていないのではないかと思います。問題点と解決策が全体的に方向性が合っていないと感じます。にっしんわいわいフェスティバルが市として自治の実現という形になっていません。自治会とかもっと力を入れなければならないのではないかと思います。問題点を変えて、現状と問題点を記載していただいたほうが良いように思います。</p> |
| 市民協働課 | <p>わいわいフェスティバルは啓発の祭典という位置付けですので、より多くの市民に知ってもらって数多く参加してもらいたいということです。</p> |
| 委員 | <p>市民団体に参加してもらおうということについて、非常に意義があるお祭りだと思いますが、一市民としては、お祭りとして参加するかもしれませんが、果たして協働による市民主体の自治というところに至っていないということに、何かできることがこのイベントにあるのかということが、私も参加していて非常に疑問ですのでそれを是非、記載していただきたいし、記載できないのであれば、他の提案で足りない部分を実現して欲しいです。</p> |
| 会長 | <p>わいわいフェスティバルだけで全てが解決するものではないということを、表現は工夫していただいて、その視点からの施策を記載するようにしてください。</p> |
| 委員 | <p>結局、お祭りをひとつにしたので意味合いが見えなくなってしまったというのが、私の個人的な印象で、ハーモニーフェスタもESDの環境も、違う時期にやっていたので、その意味合いがお祭りひとつひとつにあった気がします。ひとつにした意味合いもあるとは思いますが、個々のものは薄れているのではないのでしょうか。何でもかんでもなくなってしまっているので、お祭りという意味合いはありますが、市民自治の実現に対しては、何か他のアプローチが必要かなと思います。</p> |
| 会長 | <p>市民自治の実現に関しては、色々な施策をとらなければならないです。今やっているのはフェスティバルだけれども、それなりの効果はあるのですが、それだけで市民自治の実現ができるわけではないので、色々な施策を考えるということに記載したほうが良いということです。</p> |
| 市民協働課 | <p>区への補助とか、区長の研修旅行とか視察に行っただいて地域におろしてもらおうこととかは、当然行っていますが、それを拡充していきます。今のままだと、先ほど言われたとおり加入率が下がっていますので、なかなか、いいアイデアは出ませんが、色々相談しながら考えていければと思います。</p> |
| 会長 | <p>市民自治というのはおそらく、永久運動です。完成することではなくて、工夫しながら少しずつ良くしていくという、ある種の運動なので、こういう施策をしたら市民自治が100%実現するというものではありません。運動の方向を模索しますということでもいいのではないのでしょうか。それが少しずつグレードアップして、自分たちの意見が反映しやすいまちができていると市民が思えるようになると、市民自治に近づいたと思います。</p> |
| 委員 | <p>一点、関連して意見を。すごくいい条例を持っているというこの日進が、行政</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| | <p>区という組織を持っているということについて、周りの自治体の方や研究者が不思議だと言われる。そこをどう理解するかということが、先ほどの地縁組織の自治というところと密接に関係があると思います。行政区の区長は特別職公務員でありながら、住民組織の代表でもあります。2つの側面を抱えて活動しなければなりません。行政の末端組織でもありながら、住民組織でもあるという二重の構造を行政区という制度は持っています。だから、こういった条例を導入しているところは、行政区という制度を見直したり、廃止していつているという流れがある中で、日進のあり方は検討すべきだと思います。</p> |
| 会 長 | <p>行政区は廃止していつているのですか。</p> |
| 委 員 | <p>見直ししています。特別職公務員という位置付けをどう理解するか、末端組織化という話になってしまいます。</p> |
| 委 員 | <p>第6条の平和的生存権で、いかに安心して暮らせるかということで、福祉、保健衛生がトップに来ていますが、それが入らずに、防災、防犯などの安全・安心だけで済ませていいのでしょうか。もうひとつ別の課が関係していると思います。</p> |
| 事 務 局 | <p>福祉と保健衛生について、今回の検証シートに無いということについては、前回の委員会でも説明させていただきましたが、福祉分野、日進市の健康福祉部が行っている事業は、基本的にその全てが自治基本条例の理念に則って行われるものであるため、今回は対象外とさせていただいています。そういった中でも、地域福祉課と生涯学習課は追加させていただくということで、お示しをさせていただきました。</p> |
| 委 員 | <p>今、問題になっている買い物難民とか、健康福祉ではなくこういうものも安全・安心につながっていくのではないのでしょうか。大きな福祉ではなく、生活に密着したものです。この2つだけでいいのだろうかと思います。</p> |
| 事 務 局 | <p>今回は、生命とか身の危険に特化してシートを記載しましたので、そういった生活に密着した、生きていくうえでの利便性に関わってくるような意味での、平和で安全に生きる権利という部分については、記載していません。他の条文の中でお示しできるのであれば、記載していきたいと思います。</p> |
| 会 長 | <p>法律用語として、「穏やかな暮らしのもと」という表現はあまりよくないです。権利とかが確定しにくい表現です。平和で安全に生きるというのはいいと思います。</p> <p>委員が言われたことは、多分、第6条で読み込むものだと思います。他によろしかったでしょうか。</p> |
| 委 員 | <p>条例の検証は、今回がはじめて行うのですか。</p> |
| 会 長 | <p>こういう形では初めてです。</p> |
| 委 員 | <p>関係課について、もしかしたら他の条文でも同じように、他の課が関係しているかもしれません。検証していく中で、現状を書いているつもりだが、他の書き方もあるのではないかと、ということが今回の検証でそれが分かったと思います。</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|---|
| 会 長 | <p>一覧表を作って、条文ごとにフォーマットを作っているのですが、問題が分かるようになりました。フォーマットを作って進めたということは非常に良いことだと思います。</p> <p>それでは、第1条から第7条まで通して、何かご意見、ご質問はありますか。</p> |
| 事 務 局 | <p>議題（1）については、ここまでとさせていただきますが、予定している時間を超過しているため、委員のみなさまがよろしければ、このまま議題2に入りたいです。</p> |
| 会 長 | <p>予定している定刻を超過しているため、ご予約のある方は、ここままで退席していただいて構いません。</p> |
| | <p>（委員 3名退席）</p> |
| 会 長 | <p>それでは、引き続き議題（2）市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく協議及び定期的な評価について、担当課から説明をお願いします。</p> |
| 市 民 協 働 課 | <p>（資料2に沿って説明）</p> |
| 会 長 | <p>前回会議での指摘事項を踏まえて修正をしたものとなっています。担当課からの説明について意見や質問等がありますか。</p> |
| 委 員 | <p>これは、平成31年度から行っていくということによろしいですか。</p> |
| 市 民 協 働 課 | <p>先ほどお示したアンケート等を今まで行っているものに追加したいと考えているため、来年度の12月ごろに行う予定です。</p> |
| 委 員 | <p>自治体の評価としては、最低限、問題無いように思いますが、補足でもいいので、他の自治体との比較をしてもらいたいです。他の自治体ではどのようなことが行政支援として用意されているのかということ、そして日進市との比較をしてもらいたいです。そこで序列をつけるということは困難であると考えられますが、町内会加入率しかり、テーマ型コミュニティの活動状況しかり、それに対してどういう行政施策としてどういう制度を設けていて、それが他の自治体と比較してどうなのかということです。</p> <p>出すことが難しいかもしれませんが、市の執行機関としての施策の評価という点では、他の自治体との比較があるとわかりやすいです。</p> |
| 会 長 | <p>他の自治体ではこういった評価自体をそもそも行っていないのではないかと思います。しかし、他の自治体がどのような施策を行っているか、実態としてどのように機能しているかということが、分かる分からないを含めて、幾つか事例を調べていただきたいです。</p> <p>日進市が他市と比較する場合、どのような自治体と比較するのですか。人口規模や財政規模によって類似団体などあると思いますが。</p> |
| 事 務 局 | <p>他の自治体と比較する際は、長久手や東郷、豊明、みよしなど近隣市町と行うことが多いです。</p> |
| 会 長 | <p>いいと思います。きれいな比較はできない可能性が高いとは思いますが、大体の感触は分かるのではないのでしょうか。施策はどのような施策をやっているか分かると思うので比較できるはずです。ただ、その施策を行ったことで、どれだけ市</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|---|
| | 民活動が活発になったかどうかということは難しいと思います。分かる範囲でいいので調べていただきたいです。 |
| 市 民 協 働 課 | どのように提示できるかわかりませんが、一度確認をしてみます。 |
| 会 長 | このような指標を作っている日進市は先進地であると考えているため、他の自治体と比較した場合に、日進市はこういう部分が優れているとか、もしかしたら、こういう部分が遅れているかもしれないということが分かるといいと考えます。 |
| 委 員 | まさに、市民感覚ですと、他の自治体が情報公開をどのようにしているのかということについて、違いがあるかもしれないし無いかもしれないと思います。 |
| 会 長 | 多分、日進市のほうが進んでいる可能性が高いと思いますが、全ての分野かという、そうでないということも考えられます。ここで話していても水掛け論なので、データとして示していただくために確認していただきたいです。 |
| 市 民 協 働 課 | わかりました。 |
| 会 長 | 他に意見、質問はありませんか。 委員会からの様々な意見に対して、よくチャレンジしていると感じているので、今後も頑張りたいです。 |
| 委 員 | 地縁型コミュニティの中で、「地域活動への参加率」と「地域活動への役員等としての参加率」とあるが、この違いはどのように理解すればよいですか。 「地域活動への参加」というのはお客として参加するということですか。 |
| 市 民 協 働 課 | 自治会員がイベントに参加するものを想定しています。地域の役員の方々が集まって色々行っていただいたのにも関わらず、会員の参加が少なかったりすることもあります。自治会の活動が地域の要望に即しているかということを知るための指標と考えています。 |
| 委 員 | 私が言いたいのは、「役員等」としてしまうと、自治会員が「等」の中に含まれてしまい、「地域活動への参加率」と重複してしまうのではないかと、そうなってしまった場合、参加率が正しく理解できるのかということです。 重複してしまうのであれば、重なってカウントした部分も把握した上で、参加率を出されたほうが良いかと思います。 このようなことは、他の指標でもあるかと思うので、そのような場合は丁寧に、重なっている部分を把握するよう整理されたほうが良いかと思います。 |
| 市 民 協 働 課 | 注意して指標をとるようにします。 |
| 委 員 | 裏を返すと役員をやりたがらない人が多いということがわかるのではないのでしょうか。会員の時は参加したが、役員になると急に参加しなくなる、そういうニュアンスがあるのではないかと思います。 |
| 会 長 | 他にご意見、ご質問はありますか。 ありがとうございました。無いようですので、事務局にお返しします。 |
| | 4 閉会 |